

綾瀬市告示第19号

騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等（平成24年綾瀬市告示第19号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月28日

綾瀬市長 古 塩 政 由

2の項備考1(1)中「及び第二種中高層住居専用地域」を「、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。